

2つの民法改正

弁護士 川上善行

ここ数年、民法改正という言葉がしばしば報道される。そこでの民法改正には、異なる二つの改正が含まれているのはご存じだろうか。

1 債権法の改正

多くの方が、民法改正として耳にされるのは債権法の改正のことだろう。この改正案は、5年以上にわたる法制審議会での議論を経て、2015年3月に閣議決定され、既に国会に提出され、現在、国会審議を待っている状況である。

国会に提出された改正案は140頁を超える、まさに大改正である。内容については既にご存じの方が多いと思われるので、詳述は避けるが、不動産関係でいえば、業界の方々が長年親しんできた「瑕疵担保責任」という用語が使われなくなるほか、保証人保護方策の拡充、敷金の法律関係の明文化など不動産取引と密接にかかわる内容が多く含まれる。

もっとも、この改正は、社会・経済の変化への対応という目的で行われた項目もあるが、国民一般にわかりやすくする（判例で示された考え方を明文化したり、不明確な規定を見直したりする）という目的から行われた項目が相当な割合を占める。このようにわかりやすくするという目的から行われる改正は、当然、従前の規律を大きく変えるものではない。従来「瑕疵担保責任」と呼ばれていた責任の内容が、「契約不適合責任」という表現に変わったとしても、実質はほとんど変わらない可能性もあるのである。

また、改正の対象となった規定には任意規定が多く含まれる。任意規定とは、当事者間でその規定と異なる内容の特約を定めた場合には、その特約が優先するような規定をいう。このような任意規定について法改正がなされたとしても、(消費者保護等の観点から特約の効力が制限される場合を除き)当事者が合意して従前の規律と同様の取引を行うことは可能なのである。

そうだとすると、債権法の改正が重要であることは疑いないものの、改正内容のすべてが実務的に大きな影響を与えるとは限らないということになる。

2 相続法の改正

もう一つの民法改正が相続法の改正である。昭和55年以来、相続法制は大きな見直しがなされていないが、その間に、高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識が変化するなど、社会情勢には変化が起きている。夫婦の一方が亡くなった場合の残された配偶者の生活の配慮など、このような変化を踏まえた見直しが必要ではないか。そのような問題意識から改正が検討されているのである。

この改正は、現時点では、債権法の改正に比べると注目度が低い。このような改正が議論されていること自体をご存じない方も多いただろう。相続法の改正は、昨年、法制審議会が出された中間試案に対しパブリックコメントがなされた段階で、いまだに案が固まっておらず、閣議決定、さらには成立までにはまだかなりの時間があることがその一因であろう。また、改正が検討されている項目が債権法改正と比べると少ないこともあるかもしれない。

しかし、その改正が検討されている内容は不動産の取引等と密接にかかわる。中間試案段階では、その内容は、大きく、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し、③遺言制度に関する見直し、④遺留分減殺制度の見直し、⑤相続人以外の者の貢献を考慮するための方策に分けられる。

不動産取引に関わる方々にとっては、これらのいずれもが無関係ではないだろうが、その中でも特に①の配偶者の居住権の保護方策に関心を持つ方が多いであろう。夫婦の一方が亡くなった場合、残された配偶者はそれまで居住してきた建物に引き続き居住したいと思うであろう。そのような観点から居住権の保護方策が検討されているのである。具体的な方策としては短期居住権と長期居住権に分けて検討されている。短期居住権とは、遺産分割協議の成立までの間、残された配偶者が無償で自宅に住める権利である。長期居住権とは遺産分割協議等の結果、自宅の所有者が配偶者以外の者に決まった場合でも、終身又は一定の期間、自宅に住み続けられる権利である。

この改正はこれまでの制度の大きな見直しとなりうるため、反対意見も当然あり、中間試案に対するパブリックコメントでも様々な意見が寄せられた。例えば、長期居住権の新設については、不動産流通の阻害の懸念などを理由とする反対意見も相当数あり、賛否が拮抗しているとのことである。確かに制度の具体的な内容によっては、長期居住権は長期にわたって不動産所有者の使用収益を制限することになる結果、居住用不動産の流通が阻害されるおそれは否定できないだろう。

相続法の改正については、パブリックコメントを踏まえ、今年中の要綱案の取りまとめを目指し、昨年末から、法制審議会において個別の項目についての具体的な制度設計を検討する段階に入った。

今後の相続法の改正の動きについても関心をもっていきたい。